⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Sasson Tunnel (Ishikura).
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. 17 October, 2017.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. 11 December, 2017 (tenders brought with or submitted by mail : 12 : 00 P.M. 11 December, 2017).
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Hokkaido Shinkansen Construction Bureau, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency, Nishi 1―1, Kita 2, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido 060―0002 Japan,
TEL 011―231―3489

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年9月15日
独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　西村　志郎
◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　29―彩都の丘学園校舎増築その他工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　大阪府箕面市彩都粟生北二丁目1番5号他
⑷　工事内容　校舎増築工事　鉄筋コンクリート造　4階建て　1棟
延床面積　8,000㎡　建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、土木工事、造園工事、ガス工事、ＥＶ工事　一式（既存校舎の一部改修工事を含む）
⑸　工期　平成29年12月下旬（契約締結日の翌日）から平成31年5月31日（金）まで（予定）
⑹　工事の実施形態
①　本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。
②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。
③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。
⑺　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、申請書提出期限までに下記4⑴②へ様式1及び様式2を提出すること。）。
2　競争参加資格
⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
⑵　当機構関西地区における平成29・30年度の一般競争参加資格について、建築工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　当機構関西地区における建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　次に掲げる工事の実績を有する者であること。単体で申請の場合は①、共同で申請の場合は②による。
①　単体で申請の場合は、以下の条件を満たすこと。
平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
同種工事とは、学校教育法第1条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（又は校舎及び屋内運動場・付属施設を含む）新築工事または増築工事でその工事部分の延床面積が5,000㎡以上であること。
②　共同で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体の構成員として、下記⑮の特定建設工事共同企業体の構成員基準に基づいて結成された特定建設工事共同企業体であり、さらに、下記⑮に基づき当機構から本工事に係る競争参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体でなければならない。
㈠　特定建設工事共同企業体の代表者は、上記①の要件を満たす者であること。
㈡　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる以下に示す工事の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）
・学校教育法第1条による学校施設建築工事で鉄筋コンクリート造の校舎（屋内運動場、その他クラブハウスや倉庫など付属施設を除く）の新築工事または増築工事であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とする。
①　単体で申請の場合、以下の㈠～㈢の条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
㈠　一級建築士又は1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の能力を有する者として、国土交通大臣が認定した者であること。
㈡　平成19年度以降（平成19年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に、上記⑸①に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
㈢　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
㈣　申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。
②　共同で申請の場合の代表者は、上記①㈠～㈣の要件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。
③　共同で申請の場合の代表者以外の構成員は、上記①㈠、㈢、㈣及び上記⑸②㈡に掲げる同種工事の経験を有する主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長及び箕面市から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
⑻　工事請負契約の締結又は履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。
⑼　上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。